

中山間地域農業直接支払事業の取り組み

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指します。中山間地域の農地は、食料生産とともに水源のかん養や洪水の防止機能、良好な景観形成など、私たちの生活に大切な役割を担っています。しかし平地に比べ自然条件や社会条件が厳しいことから、高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがあります。

平成12年度から始まった「中山間地域農業直接支払事業」は、中山間地域の農地の荒廃を防止し、農地のもつ多様な機能を持続させるため、耕作者のみなさまが行う「農地を守る協定」に基づいた主体的な活動を支援する事業です。

平成22年度からは、制度の一部見直しを行い新たな対策として再スタートし、中山間地域における農地の多面的機能の維持・増進を一層図り、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向け、前向きな取り組みを推進しています。



対象地域

特定農山村法指定地域 …… 富士見町全域

対象農用地

対象地域内にある農振農用区域内の1ha以上にまとまった農地から、右表の基準により町長が指定します。

対象農地区分	勾配基準	交付金額
急傾斜農用地	田:1/20以上 (水平距離20mに対して1m以上の高低差)	21,000円/10a
緩傾斜農用地 *急傾斜農用地に挟まれ、連担している場合のみ該当	田:1/100以上 1/20未満	8,000円/10a

集落協定

この事業では、「農地を守る協定」を締結し、町長の認定を受けることが必要です。また、協定に基づく主体的な活動は、5年間以上継続しなければなりません。

町内では、平成22年度から平成26年度までの第三期対策で、14の集落協定が締結され、それぞれの協定に基づいた活動が行われています。

平成22年度の実施状況は、「平成22年度集落協定地区一覧表」のとおりです。

【平成22年度集落協定地区一覧表】

集落協定名	協定面積(m ²)	参加農家数	交付金額(円)
立 沢	2,975,903	308	56,368,649
乙 事	1,293,990	150	22,596,243
烏 帽 子	81,837	22	1,600,368
下 蔦 木	146,442	31	3,075,282
田 端	76,605	21	1,608,705
上 蔦 木	67,120	31	1,409,520
高 森	228,079	40	4,789,659
葛 窪	326,975	77	6,774,890
御射山神戸	112,112	54	1,972,204
小 六	201,043	35	4,221,903
池 袋	132,754	35	2,787,834
瀬 沢 新 田	42,881	14	900,501
先 達	199,982	39	4,199,622
机	92,493	28	1,566,341
合 計	5,978,216	885	113,871,721

平成22年度共同取組活動の実施状況

- 農地の法面の崩壊を未然に防止するための定期点検
- 道・水路の維持管理、簡易補修・改良
- 耕作放棄地の復旧
- 景観作物の作付け
- 鳥獣害防止対策
- 共同機械利用など

問 産業課 農林係 ☎62-9232

有害鳥獣捕獲にご理解ご協力をお願いします

富士見町有害鳥獣対策協議会では、ニホンザルやニホンジカをはじめとする有害鳥獣による農作物被害を軽減させるため、富士見町猟友会にご協力いただき、箱檻、足くり罠による捕獲と、サルには年間を通じて銃器を使用した有害鳥獣の捕獲を実施しています。捕獲については町猟友会が十分に安全を確認して行いますが、山に入る際は目立つ服装をするなど、事故防止にご協力いただくとともに、捕獲に対するご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

問 産業課 農林係 ☎62-9232